

中国・四国初の「プラチナくるみん」が誕生しました！

— 10月27日に認定通知書交付式を行いました —

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「プラチナくるみん認定」）企業として、株式会社松本コンサルタント（徳島市、代表取締役 松本祐一）を平成27年10月16日付けで認定しました。「プラチナくるみん認定」企業は、中国・四国では初となります。

「プラチナくるみん認定」制度は、平成27年4月1日に創設され、すでに「子育てサポート企業」として「くるみん認定」を受けた企業のうち、より高い水準の仕事と育児の両立支援の取組を行った企業が認定を受けることができます。

「プラチナくるみん」マークは、商品、広告、求人広告などにつけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保など経営戦略上のメリットが期待できます。

徳島労働局では、急速に進行する少子化に歯止めをかけるため、今後も県内の子育てサポート企業が増加するよう、あらゆる機会を通じて「くるみん」及び「プラチナくるみん」の周知を図り、次世代育成支援の機運の醸成を図っていくこととしています。

認定通知書交付式を行いました



平成27年10月27日の認定通知書交付式において、飯野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社松本コンサルタントの松本祐一代表取締役（左）



特例認定マーク
「プラチナくるみん」



株式会社松本コンサルタントの行動計画の内容と取組

所在地：徳島市
業種：建設コンサルタント業
労働者数：184人（男性155人、女性29人）

1 行動計画の期間

平成25年5月1日～平成27年9月30日までの 2年5か月

2 行動計画の目標

- ① 計画期間内に男性社員の育児休業取得者を1人以上とする。
- ② 妊娠中や出産後の女性社員のための相談窓口を設置する。

3 目標に対する取組結果

- ① 男性社員9名が育児休業を取得した。
- ② 平成27年7月に、社員の仕事と家庭の両立を支援するための相談窓口を総務部に設置した。

4 計画期間中の育児休業取得状況

- ・男性社員・・・配偶者が出産した11名のうち9名が育児休業を取得
- ・女性社員・・・2名が育児休業を取得

5 その他の特例認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）

小学校就学の始期に達するまでの子を対象とする育児短時間勤務制度

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準8）

① 所定外労働の削減のための措置

「ノー残業デー」を実施している。

前年度同期間における一人当たりの平均所定外労働時間と比較し、32.7%の削減を達成。

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

お盆の時期の取得を促進するため、ポスターを作成・掲示し呼びかけている。

③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

「女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する管理職研修」を実施。

(3) 出産した女性労働者の継続就業率（特例認定基準9） 100%

(4) 女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置（特例認定基準10）

「女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する管理職研修」の実施計画を策定し、平成27年度は9月に管理職研修を実施した。

